

午後7時13分再開

議長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長(宇留間修次君) 佐藤議員のご質問に対しまして回答させていただきたいと思います。

先ほど覚書につきましては、契約書という形の中で成立しているものでございます。それらについて、覚書に対しての甘さが、認識が不足していたという点があるかと考えられます。また、今後、市が一方的な解除という形の中で民法上、どうしてもその地権者に対しまして損害賠償をするということが発生しておりますので、それらにつきましては市の誠意といたしまして、地権者に対しまして損害賠償をしていく形の中で対応させていただきたいと思います。ぜひご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 覚書に対しての認識が甘かった、その結果こうだということなのですが、この970万4,000円、これは私もちょっと知り合いの弁護士等に問い合わせ、もう既に聞いていますけれども、いわゆるこの部分については市が支払う義務があるのです。だから、このことに対してはいいのです。当然、市の方が一方的に解除したわけですから、そのことについてはいいのですけれども、今まで過去にも上落合の問題だとか、あるいは「ららん」の照明器具の問題だとか、いろいろちょっと手を省いてしまっている部分があるわけです。当然、これは市民の血税を使っていくことですから、幾つものハードルがあるわけです。議会議決をしなさいとか、あるいはものによっては知事の同意をとりなさいとか、受益者の同意をとるとか、いろいろな手続があるわけです。こういった手続を無視してこういうことをやるのが問題だと以前から指摘をしているわけですから、この辺の手続を今後きちんとやっていくということが大事なのです。

だから、私はこの970万4,000円払うことに対しては賛成はしますけれども、支払う義務があるのだから仕方ないのだけれども、一番大事なこの辺の手続、民主主義ですから非常に時間がかかる、幾つもの手続を踏んでいかなければならないことですから、これを省いてしまう、あるいは軽視してしまうという皆さんの認識に問題があるというふうに以前から指摘をさせてもらっているわけですから、この辺について今後どうにきちんと対応していくのか。今までも「今後こういうことのないようにいたします。」いつも「今後こういうことのないようにいたします。」と言うのだけれども、次々とこういう問題が発生してくるわけです。

これは前任の塚本市長のときの時代にやったことですから、新井市長がどうだということではないのだけれども、いずれにしろこの辺は市長として責任は引き継いでいるというふうにも認識していますので、新井市長が今後どうに対応していただけるのか、あるいはその職員に対してどういう指導をしながら、こういうことのないようにしていただけるのか、その辺が一番重要なことですから、その辺について明確な答弁をしていただきたいというふうに思います。

議長（塩原吉三君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） ただいま、佐藤議員からご指摘いただきました件でございますが、なぜこのような手続が議会予算決定前に進んだのか、今後よく調査いたします。また、いずれにしても市民の血税を預かった予算でございます。今後は行政事務の手続及び予算執行につきましては、法律・行政法にのっとり事務手続を遂行していきたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 佐藤淳君。

8番（佐藤 淳君） 今、市長の方からこの件についてよく調査をしていただけるといことなので、その調査結果を後で議会の方に報告をしていただければというふうに思います。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

笠原史嗣君。

10番（笠原史嗣君） 議案第27号の神流小学校区児童館計画廃止による損害賠償額の決定について、何点が質問させていただきたいと思います。

先ほど佐藤議員の方から質問があって、執行部より答弁があった中で、大体藤岡市の方が一方的に解除した中で相手方に支払う責任があるということは私も理解しました。ちょっと確認で聞かせていただきたいのですが、農転の許可を出して造成が、今、済んだ時点だというお話を先ほど聞かせていただきまして、農転の提出した日はいつごろなのかという部分をちょっと確認させていただきたいと思います。また、その農転の理由等、その辺もちょっとお聞かせください。

議長（塩原吉三君） 経済部長。

（経済部長 荻野廣男君登壇）

経済部長（荻野廣男君） お答えいたします。

まず、藤岡市下戸塚のこの土地の農転の提出日であります、平成14年1月7日付でございます。また、転用の目的については、露天の貸し駐車場という目的であります。

議長（塩原吉三君） 笠原史嗣君。

10番（笠原史嗣君） 11月30日ということで、この覚書を交わして市の方と、逆に市の方が

最終的には一方的な解除をこちらから申し出たということで、相手に対して多大なる損害を与えたということは私も確認できたのですけれども、先ほどの農転の申請が露天の駐車場という部分で、市の覚書が交わされた後に農転の申請がそういう形で出ているということがどういった形で、もうその農転の提出をした時点で実際にはもう市の方と話は決裂していたのか、その辺がどうなのか、その辺のところをちょっと確認させてください。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 笠原議員のご質問に対しましてお答えさせていただきます。

1月におきまして農転という形の中で、今、経済部長より話がございました。また、貸し駐車場という形の中で農転をされたということをお聞きいたしました。担当といたしましては、当時、その造成した後におきましてその土地を取得するという形の中でやっておりますので、その辺の経過についてはちょっと聞いてございません。市としては、造成後の価格という形の中で覚書を当時されたということでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

議長（塩原吉三君） 笠原史嗣君。

10番（笠原史嗣君） ということは、覚書の内容は、ちょっと私も見ているわけではないからわからないのですけれども、農転を出していただいて、「では、露天駐車場で出しておいってください。それで、造成後に市の方がその所を児童館の建設地として買収します。」と、造成渡しでの覚書を交わしてあったということなのですか。そうすると、名目的には、あえて露天駐車場にしたということは、何か児童館という名前で出せなかった部分というのが何かあったのですか。便宜上、何かその辺がそうしなくてはならない理由があったのか、その辺をちょっとお聞かせください。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（宇留間修次君） 貸し駐車場の造成という形のことでございますが、市としましては、特に造成後において取得するという形の中でやっておりますので、それらについての所有者の関係についてはちょっと聞いてございません。申しわけありませんが、回答はちょっとできないという形でご理解いただきたいと思います。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

三好徹明君。

1番（三好徹明君） 今回の議案第27号の件でありますけれども、今までの議論を聞いていますと、覚書は交わして、当然内容は含まれているわけです。そこで、造成後引き渡すのか、造成前に引き受けるのか、その辺のところは必ずその覚書という契約書にうたわれているはずなのです。更地で引き取るのか、造成後引き取るのか。なおかつ、契約が先あって、

その契約の相手先が覚書の相手側に何ら連絡もとらないで農地転用をかけて造成工事をした、これは極めて不自然でおかしいのですけれども、この辺はどのように確認されているのか、教えてください。

議 長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 三好議員のご質問に対しまして回答させていただきます。

交渉過程の話をさせていただきますと、まず神流小校区の児童館用地建設といたしまして、用地取得の交渉を当初、神流公民館のすぐそばの所を当時、先にやっておりました。その後、土地価格の関係で交渉がそこは断念という形で、現在の予定地の所に移ったわけでございます。その際におきまして、土地交渉するに当たりまして地権者との話し合いの中で、造成後の価格をもってやるという形の中で、造成後の買収をお願いしているというものでございます。

議 長（塩原吉三君） 三好徹明君。

- 1 番（三好徹明君） そうしますと、当然造成が条件で覚書を交わしていたということですね。ですから、それにのっとって、そういう前提があるので、その後農地転用をかけて地主は造成に至った。そうしますと、はっきりした約束がそこで前提条件としてあったにもかかわらず、農地転用をかけた方が4条申請という申請で、賃貸借を目的とした中で駐車場ということで出しているわけです。この辺のことは実際の当事者でなければわかりません。要するに農地転用を先にかけてしまう、4条でかけてしまう、売買でなくて賃貸の4条をもって貸し駐車場で地目変更するのだということが極めて不自然なのです。なぜ正式に市の覚書が履行された段階で5条申請を出して売買をしないのか。そのことに対して、後で地主等に対してその辺の経緯というのは市は確認したのですか。その1点をお伺いします。

議 長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（宇留間修次君） 造成の関係でございますが、その過程におきまして、市が宅地造成後の土地を取得するという形の中で、話し合いの中で地権者の方が実施されたという形の中で解釈しておりました。

議 長（塩原吉三君） 三好徹明君。

- 1 番（三好徹明君） 3回目なので最後にしますけれども、過去に藤岡市がそのように土地契約を、覚書というのは先ほども出ていましたように本契約であるのだと、そのように相手方と正式な契約を結んでおいて、借りる物件の諸条件に制約を与えないなんていうことは、そんな契約はないと思うのです。ずっと藤岡市ではそういうことを黙認してやっていたのですか。当然、地主側からはこういうことで4条申請に及んで貸し駐車場に出しますと、例えば地主が、万が一、市の方が変なふうになってしまったら困るから貸し駐車場で、近

くに運送業者の方もいらっしゃるようだから、そこに貸せば借りてくれるのではないかと
いう勝手な思惑でやったかもしれません。

しかし、本契約を結んで用途がはっきりしているのに、なぜそのようなことをしたか、
あるいは市の方がそのことをたださないで契約を履行していったか。なおかつ、当然その
360万円と後の農地の復旧をするために600万円のお金、締めて九百何十万円かかる
わけです。これは私たちの試算でいきますと、その造成費は土代だけで100万円以下
です。そういう現状を見て、皆さんが妥当な数字なのか、業者から上がってきて地主を通
じて提示されたその見積もりが妥当かどうかというのはどのように確認したのですか。こ
れを最後の質問にしておきます。

議 長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（宇留間修次君） まず、価格の算定でございますが、価格の算定につきましては、当
時、造成をするに当たりまして農協との委託契約がございました。その契約に基づく造成
費と、またあとは法的に必要であります経費、当然農転の許可を受けた費用、また今後取
り消しする費用等については、法的手続の経費という形の中で地権者からまた請求があり
ました金額についてそのまま算定させていただきました。

ただ、今後の復旧費につきましては、公共事業価格がございますので、地権者とはまた
別の中で、単独に市といたしまして、公共価格設計に基づいた中で価格を求めまして、そ
の価格をもって地権者の方と合意した中で今回の賠償金額を算定いたしました。

議 長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

冬木一俊君。

- 3 番（冬木一俊君） 議案第27号神流小校区児童館計画廃止による損害賠償額の決定について、
お伺いいたしますが、これは事件の概要を見てもみますと、行財政改革の推進により、これ
は新井市長になってからですが、平成14年度に主要事業の見直しを行い、神流小校区児
童館計画を廃止したということで書いてあります。そうした中で、単刀直入にお伺いいた
しますが、この土地を児童館廃止はするけれども、別の目的に使う予定はなかったのか。
また、これを損害賠償がかからないように市の方で取得する考えはなかったか、この2点
をお伺いいたします。

議 長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 冬木議員のご質問に対しましてお答えさせていただきます。

今回の賠償責任の関係につきましては、当然その選択の中で、当時、地権者からまず速
やかに覚書にのっとった中で買収をしてもらいたい、それがまず条件でございました。こ
ちらは議会の議決後、正式に契約解除という形の中で働きかけた中で、まず一番初め地権

者から言われた関係につきましては、覚書に沿った中で速やかに買収をしてもらいたい、そういうのがまず第1点でございました。また、それに応じられない場合については損害賠償という形の中で、先ほど言いました造成費、またそれにかかった費用、今後かかる経費、それらについて賠償責任をしてもらいたい、その2点がございました。

そうした中での選択におきまして、まず、現在その予定地としましてありました土地につきまして、今後の利用ということも選択の中では考えさせていただきました。ただ、今回児童館建設を中止という形の中で、今の土地をそのまま買収するということと、賠償にもっていくという形は当然その中で検討させていただきましたが、最終的には賠償責任におきまして神流小校区の児童館建設予定地については買収はしないで、賠償責任という形の中で賠償額をお願いしたい、そのような形で地権者との話し合いの中でも合意を得、今回上程させていただきましたので、よろしくご理解いただきたいと思います。

議 長（塩原吉三君） 冬木一俊君。

3 番（冬木一俊君） そういたしますと、これはあくまでも児童館を建設するために相手方の中山和男さんに何とかここを売ってくれと市の方からお願いをして、児童館が廃止になったから、この場所については損害賠償で対応したいということですね。そうなりますと、これからこの議案第27号の可否に向けて、私も判断をするに当たって大変関連がありますのでお聞きいたしますが、行財政改革の推進により平成14年度に主要事業の見直しを行った、そういった中で神流小だけではないわけです。ほかの地区でも児童館の建設場所があったわけです。

聞くところによると第二小校区については、これは賃貸で藤岡市の方が契約したということですので、そのことについてはどうなさるわけですか。児童館を廃止したから、その賃貸契約も当然解消すると思われるというふうに私は考えますけれども、別な目的に使わない、あくまでも児童館を建てるために買った所だから、市の方でそれができないので損害賠償をしたいということに非常に関連がありますので、それについてもご答弁ができる範囲でしていただきたいと思います。

議 長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（宇留間修次君） 第二小校区の賃借で現在借りております土地の関係につきましては、当然、今回児童館建設が中止という中で、今現在地権者の方に3月31日をもって契約を解除という形の中で話し合いを持っているところでございます。また、今後とも大変第二小校区の地権者の方には、市の方の政策によりまして大変多大なるご迷惑をかけたことによりまして、誠意を持って今後とも解除の関係について交渉を続けていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

議 長（塩原吉三君） 冬木一俊君。

3 番（冬木一俊君） ただいまの部長の答弁を聞いて、3月31日をもって解除の方向で話をしているということでございますが、これを出すなら本当に第二小校区の件もこの議案と一緒に出していただきたかったというような気が私はいたしました。ただいまの部長の答弁でわかりました。ありがとうございました。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第27号神流小校区児童館計画廃止による損害賠償額の決定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

第30 議案第28号 工事請負契約締結の議決事項の変更について

議長（塩原吉三君） 日程第30、議案第28号工事請負契約締結の議決事項の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

（教育部長 斎藤稔一君登壇）

教育部長（斎藤稔一君） 議案第28号藤岡市埋蔵文化財収蔵庫新築工事請負契約の議決事項の変更について、ご説明申し上げます。

藤岡市埋蔵文化財収蔵庫は、毛野国白石丘陵公園の中核施設として位置づけている（仮

称) 郷土博物館の収蔵部門として、文化庁の埋蔵文化財センター国庫補助金を受けて、平成14・15年度の2カ年で建設するものです。9月定例会市議会にて、2億6,355万円で株式会社塚本工務店と工事請負契約締結が議決になりました。

そうした中、去る11月22日の議員説明会において、平成16年度に郷土資料館が閉館されると、今後、郷土博物館が具体化するまでは文化財関係の展示公開施設がなくなるため、埋蔵文化財収蔵庫に新たに約200平方メートルの展示室を設ける計画変更について説明し、ご理解を得たところです。また、12月定例会市議会において、収蔵庫建設事業費の債務負担行為補正の変更が可決されました。今回、これまでの流れを踏まえ、工事内容の見直しと展示室の追加を含めた事業費3億924万6,000円の工事請負契約締結の変更をお願いするものです。

以上、簡単ではありますが、提案理由といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第28号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第28号工事請負契約締結の議決事項の変更について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

第31 議案第29号 平成14年度藤岡市一般会計補正予算(第4号)

議長(塩原吉三君) 日程第31、議案第29号平成14年度藤岡市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 議案第29号平成14年度藤岡市一般会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で示しましたとおり歳入歳出それぞれ3億9,775万3,000円を減額し、201億1,613万8,000円とするものであります。当初予算に比較しますと、今回の補正を含め0.6%の減となっております。

次に、第2条の債務負担行為であります。第2表のとおり、追加として庁舎等施設清掃業務委託費外2件、廃止として神流小学校用地取得費の1件であります。

次に、第3条の地方債であります。第3表のとおり、変更としてプール建設事業外1件であります。

なお、細部については助役より説明いたしますので、よろしく願います。

議長(塩原吉三君) 助役。

(助役 関口 敏君登壇)

助役(関口 敏君) 引き続きまして、事項別明細について、歳出から主なものをご説明申し上げます。

最初に、第2款総務費では、第1項総務管理費、第2目人事管理費の退職手当等で6,421万3,000円を追加。

第3款民生費では、第1項社会福祉費、第8目高齢対策費の介護保険事業勘定特別会計繰出金で1,199万6,000円、第13目医療福祉費の扶助費等で2,840万9,000円をそれぞれ追加、第18目福祉支援センター建設費で1,087万円、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費の児童館建設事業等で3,794万5,000円をそれぞれ減額。

第4款衛生費では、第1項保健衛生費、第1目保健総務費の病院負担金等で5,316万9,000円を減額、第7目老人保健費の老人保健特別会計繰出金等で9,399万3,000円を追加、第2項清掃費、第4目し尿処理費の環境衛生組合負担金等で6,168万2,000円を減額。

第5款労働費では、第1項第1目労働費の勤労者住宅建設資金預託金等で9,177万7,000円を減額。

第6款農林水産業費では、第1項農業費、第7目土地改良費の大平地区農道整備事業等で1億1,428万6,000円を減額。

第7款商工費では、第1項商工費、第4目金融対策費の中小企業設備近代化資金預託金等で4,816万8,000円を減額。

第8款土木費では、第4項都市計画費、第4目街路事業費の緑町線街路事業等で2,485万9,000円、第5目公園費の庚申山総合公園整備事業等で2,524万2,000円をそれぞれ減額。

第10款教育費では、第2項小学校費、第1目学校管理費の神流小学校用地取得費等で4,264万5,000円を追加するものであります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入の主なものを申し上げます。

第7款地方特例交付金では5,866万4,000円を追加。

第8款地方交付税では、普通交付税で9,881万3,000円を追加。

第12款国庫支出金では、第1項国庫負担金で5,161万6,000円、第2項国庫補助金で2,661万3,000円をそれぞれ減額。

第13款県支出金では、第2項県補助金で4,197万8,000円を減額。

第16款繰入金では、財政調整基金繰入金で3億1,890万1,000円を減額。

第18款諸収入では、第3項貸付金元利収入で1億3,621万3,000円を減額。

第19款市債では1,440万円を減額するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

佐藤淳君。

8番（佐藤 淳君） 111ページ、第4款の第1項の第1目の第19節負担金の関係なのですが、けれども、この多野藤岡医療事務市町村組合負担金5,529万4,000円ほどの増額、どうしてこういうことになったのか、その辺を答弁願います。

それから、138ページの教育費で奨学金の貸付事業、この330万円ほどの減額の内容、これについてお願いをいたします。

それから、同じく教育費で141ページ、七輿の門周辺整備事業、この第15節の工事請負費、管理施設工事の1,900万円ほどの減額、それから電気工事の373万9,000円、この減額、この辺の内容。

それから、同じく教育費の143ページ、藤岡公民館空調設備改修工事、これについては12月に補正第3号で4,700万円ほどの補正が出たのですが、この議会ではもう第

4号で約1,000万円近くの減額ということなのですが、この辺について答弁をお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） まず、1点目の111ページ、多野藤岡医療事務市町村組合負担金5,529万4,000円の増の関係でございます。この関係につきましては、平成14年3月25日、融資実行を受けておりました企業債につきましては、従来財務省から受けておりましたが、簡易保険積み立てより融資となったために、据え置き期間が1年ではございますが、実際、実行月が3月末が基準日となっております。その3月末を基準日ということで、融資実行を受けた25日から末までの間をまず半期分という形の中で前期分が終わりまして、当初1年据え置きという形の中でやっておりましたが、その基準日の関係で、実質上、半年において据え置き期間が終了してしまったということで、平成14年度分としまして元金の返済が生じてきたというものでございます。その元金の償還部分としまして、藤岡市分としましては6,956万2,000円、これが増となっております。

また、当初利率につきまして、医療関係につきましては、当初2.2%という形の中で計画の中になっておりましたが、実際に短期融資という形の中で、利率が0.4%、2.2%から0.4%に下がったということでございます。その形の中で減額、また、あと企業債の減額変更が伴いまして、その減額分の利子を一緒に合わせた中で1,426万6,000円の減という形の中で補正を今回させていただいたものでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 教育部長。

（教育部長 斎藤稔一君登壇）

教育部長（斎藤稔一君） お答えをいたします。

最初に、奨学金の関係でございますが、この関係につきましては当初予算で1,512万円の議決をいただいたところであります。なお、その後、条例の改正がございまして、613万円の補正の議決をいただき、2,125万円の既決予算となっております。そうした中におきまして、改正分の申し込み等々を合わせまして、差し引き333万円が減額となるわけですが、この内訳を申し上げますと、まず条例改正分、この関係については増額を希望する、こうした形の中で予算計上いたしました。この関係の支出は1名、8万円でございます。それから、大学生の増額見込み、この関係につきましても5名で68万円の支出となっております。なお、随時受け付け分については、それぞれ申し込みはございませんでした。

以上でございます。

それから、2つ目の七輿の門周辺整備事業の関係でございます。ご質問の管理施設工事につきましては、年度当初の予算措置につきましては、内訳の中で管理施設工事費2,401万1,000円となっております。それから、電気工事につきましては373万9,000円、こうした中で、実際、この関係の予算執行につきましては、電気につきましては全額を他の事業の中で取り組みましたので、この中で執行はございません。内容につきましては、当初、自然環境に優しい太陽電池式の街灯4基、これを予定しておりました。しかしながら、実際の施工段階におきましていろいろ精査をしてみますと、設置後の維持管理費、それから初期投資、こうしたものを考え合わせまして、便益施設の中でこの関係については処理をしたところであります。

それから、管理施設工事2,401万1,000円ですが、この当初計画の中では駐車場を囲むフェンス工事、これを356万円ほど見ておりました。この関係については、実際に施工したものが、今、申し上げた中の356万円、それから、案内看板の設置工事70万円、そういうことで支出が426万円となっております。結果として、1,975万1,000円の不用額となっております。なお、当初予定しましたそれぞれのこの管理施設工事等の中身につきましては、便益工事、舗装工事、そうした中に振り分けて施工しておりますので、当初予定した事業については多少縮小になった部分もございますが、予定どおり実施できた、こういうふうを考えております。よろしくお願いをしたいと思います。

それから、3番目の公民館の空調関係でございますが、補正予算で4,700万円予定でしたが、957万8,000円の減額について、こういうことで補正の時期と現在の状況からしてどうしてこれだけの不用額ができたかということですが、補正予算を編成した時期については、最終的な設計が完成をしていなかった、そういうことで、設計を請け負った業者に概算の予算を出していただきまして予算を計上した、こういうことで、その後、実際の設計を決めまして入札執行した結果、このような数字が不用額となった、こういうことで減額をお願いするものであります。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 佐藤淳君。

8番（佐藤 淳君） この病院の関係については借り入れ先が変わったということで、いろいろ説明があったので理解をいたしました。

それから、奨学金の関係ですが、この辺は何らかの理由があったときには随時受け付けていただけるといういい制度にしてもらったのですけれども、その結果として借りた方がゼロということで、ある意味においては、そういう意味では困った人が藤岡市にはいないのか、ある意味においてはよかったのかという気がしますけれども、こういう制度があるということの方が大事なことから、この部分については引き続き継続をしていっていた

だきたいというふうに思います。

それから、七輿の門、この関係については補正が出てくるのですけれども、我々議員としては、今回補正の第4号で、そうすると当初予算で便益施設で5,200万円、管理施設で2,400万円ほど、電気設備で370万円ほど、それから植栽で700万円ほどということで、工事の内訳は費目ごとにきちんと出てきています。しかし、では、どこでいつどういうふうに変ったのだということになりますと、議員サイドでは補正第1号から第2号・第3号、全部予算書をいただいて一つ一つ第3号でどうだった、第2号でどうだったか、補正第1号でどうだったとか、当初予算ではどうだったという金の流れを見ていくのですけれども、年度当初の当初予算とこの年度末の最後の、ある意味においては最後の補正でこう出てきますと、全くわからないわけです。

そうすると、目・節での流用は許されているのだから、当然これはそういうことの中でいいのです、それから、今、部長の答弁ですと費用対効果だとか、いろいろなことを考えた中で減額になっているのだという話で、それはそれでまことに結構なのですけれども、これは財政の方にお聞きしたいのですが、こういう形での計上しかできませんか。全部私どもが第3号を見て、第2号を見て、第1号を見て、当初予算を見て、全部チェックしていくわけです。そうすると、こういうふうに出してしまうと、では便益施設については5,200万円に執行したのか、電気設備は全くゼロになってしまったとか、植栽工事についての700万円はこれはこのとおり執行したのかというふうについて思うのです。

それが、そうではないということになると、その都度その都度、全部各課へ行って、これはどういうことなのかというふうに聞いて歩かないと、細かなことがわからないわけです。財政課長がそこに座っていらっしゃるのですけれども、その辺どうなのでしょう。そういうふうにある程度、この部分で幾ら減額になりました、この部分で幾ら減額になりましたという予算書への計上は無理なのでしょうか。

それから、公民館の関係なのですけれども、4,700万円、概算で4,700万円ということで当初12月の補正で上げてもらったのは、これはわかるのですけれども、その後、128万円ほど出して設計を、それは以前だったのですか、その辺ちょっとわからないのですけれども、設計委託費として百二十何万円支出しています。それで、過日これを聞きにいったら、電気が760万円ほどで落札されていて、設備が2,300万円ほどで落札されていて、4,700万円に比べて1,623万5,000円ほど減額になっているわけなのですけれども、そうしますと、この957万8,000円に対して五、六百万円、どこへどうに使われたかという部分なのですけれども、この部分についてももう少し詳しく答弁をお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 企画部長。

(企画部長 中易昌司君登壇)

企画部長(中易昌司君) 予算をわかりやすくするということはちょっと無理かと思うのです。議決項目については、ご存知のとおり款と項です。それで、目・節につきましては説明資料でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長(塩原吉三君) 教育部長。

教育部長(斎藤稔一君) 2回目の質問ですので、自席からお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、当初予算4,700万円、これは補正ですけれども、それから、先ほどのお話の実際に執行した結果、これを差し引きますと1,623万5,000円の残といいますが、それがあってしかりなわけでございますが、この関係については途中で変更が生じまして、見直しをしております。そういうことで、その所要の経費が665万7,000円となっております。こうした状況について説明を申し上げますと、施工段階におきまして当然公民館、それから設計を担当しております都市建設部、それから実際の業者、これは設計屋さんですが、そういう業者間で打ち合わせをしました。

結果として、この最初の設計につきましては、まず施設の設置をするときの状況といいますが、これにつきましては外気温を35度、こういうようなセッティングで勘案をして設計を組んだということであります。しかしながら、実際の業者が請け負った段階で、もう一度現在の温暖化現象が年々進む状況、そして、実際の公民館の最大値の使用条件、こういうものをいろいろ加味しながら再検討した結果、当初の予定では受電容量を100キロボルトアンペアから150キロボルトアンペアに変更する必要が生じてきました。それから、機械の容量でございますが、150キロカロリーから180キロカロリーというものが当初の数値でありましたが、これを平均値で置きかえますと208キロカロリー、こういうことに変更をする必要が生じたわけでございます。

そうした中で、ヒートポンプの屋外機、これは当初につきましては1階・2階・3階にそれぞれ1台ずつを設置した設計になっておりましたが、これに2階に1台、3階に1台それぞれ追加をしまして、計5台となっております。それから、屋内機につきましても補正予算のときに説明をした記憶がございますが、36台見ておりましたが、この関係についても3台の追加をし、39台に変更したという状況にあります。そういうことで、この追加工事費の見込み額が665万7,000円、そうっております。結果として、冒頭申し上げたような不用額が出る見込みになったということで、今回補正減をお願いしたところであります。よろしく願いいたします。

議長(塩原吉三君) 佐藤淳君。

8番(佐藤 淳君) 企画部長の方から、議決は款と項なのだから、目と節については、ある意

味では親切でつけてやっているのですというふうにもとってしまうような、極めて明快というか、そういう答弁なのですけれども、款・項だけが議決されるのであれば、そういうことであればこっちは要らないわけだけれども、でも、基本的にはきちんと市民の代表である議員たちにわかりやすくその辺を書いていただいているのだと思う。だとすれば、そのことに対して、もう少々こうしていただいけませんかとっているのだから、もう少し何とか答弁していただいけませんか。今の企画部長の答弁では、全く親切でつけてやっているのだから、あとは皆さんが担当課なり担当部署へ行って調べなさいよと、まさにそうに言わんばかりなのだけれども、もう一度答弁していただけますか。

それから、公民館の関係なのですけれども、いろいろ室外機の数がどうだとか、室内機の数がどうだとか、全体のその中の電気の容量が云々というお話だったのですけれども、当然これは設計する段階で専門家に委託しているわけです。128万円ほどで設計事務所に、プロの方に委託しているわけですから、当然このことは担当者と現場と設計事務所の先生ときちんと打ち合わせをしてやっていただいているのだというふうにこちらは解釈しているわけです。それが工事もしないうちに容量がこうです、室外機の数も足りなければ室内機の数も足りないというのでは、何のためにこの128万円の委託費が支出されたか、もう少しきちんとその辺を、何度も何度も繰り返して言うようですけれども、やはりその辺を事前にきちんと打ち合わせをしていただいて、こういうことのないようにしていただきたいというのがこちらの立場なわけです。またこれも今後になってしまうのですけれども、今後この件についてこういうことのないようにやっていただきたいのですけれども、この件についても一度教育部長の見解をお聞きいたします。

議長（塩原吉三君） 企画部長。

企画部長（中易昌司君） お答えをいたします。

まず、議員のおっしゃる質問は、簡単なことを言えば算式を記入しろということだと思っております。例えば1号が9月にやります、2号が12月です、3号が3月ですということになりますと、「1 - 0は幾つ」、また次のときに「何 - 何は幾つ」というように、経過を全部列記しないと答えが出てこないような気がいたします。また、例えば歳入につきましては、補助金の率または補助基本額が変わった場合には、それらも対比して掲載しなければご理解いただけないと思いますので、現実的には無理なことだと思っております。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 教育部長。

教育部長（斎藤稔一君） お答えをいたします。

受け止めによっては言いわけがましい話に聞こえるかもしれませんが、議員ご案内のとおり、今、私たちは行財政改革ということで、非常にシビアに予算の見直しをしているつ

もりであります。そういうところで、補正で4,700万円いただきましたことにつきましてには事実であります、設計の段階で私自身も非常に厳しいことを担当課には申し上げております。予算は予算で、実際の設計の中にどこまで見込むかということで、実際には82%ほどの内容で設計をしたということでありますから、今のところ、設計屋のミスであったというとはえ方はしておりません。

ただ、1つだけちょっと私もこれは設計屋のミスではないのかということで、下の都市建設部の方の職員とも話をしましたが、産業廃棄物扱いになるリチウムブラウン液というのがあるのですが、これが設計の中に見込まれていなかったということで、今回補正を組む中で70万円ほど見ております。これは、はっきり言って設計屋の認識不足というか、知識がなかったか、そんなことではとらえておりますが、その他については3者でそれぞれ話し合った結果の仕様の中で設計を組んでいただいたわけですから、これはこれとして妥当な設計であったか、そういうことでございます。

追加については、いずれにしてもそれがわかった段階で禍根を残すことのないようにやはり変更して、市民に迷惑のないような形の中での施設整備を図るのも我々の責務だと思っておりますので、そうしたことも十分ご理解をいただければありがたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

松本啓太郎君。

4番（松本啓太郎君） 92ページの一番上の第18節、らん藤岡運営事業費というところにありますけれども、施設備品購入費252万8,000円、この説明をお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 企画部長。

（企画部長 中易昌司君登壇）

企画部長（中易昌司君） お答えいたします。

これは各種イベント用の展示備品を購入し、充実を図るものでございます。現在、写真・絵画等の展示板が市の備品として23枚あります。不足分を教育委員会の生涯学習課より借用して現在対応しているところなのですが、これを返却し、65枚を追加購入するものでございます。内容といたしますと、パネル・パイプ・フック・ワイヤー等でございます。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

茂木光雄君。

9番（茂木光雄君） 131ページの公共施設管理費の中で、プール管理事業の委託費関係が2,000万円、総額で2,700万円ほど少なくなっておりますけれども、この詳細につい

て、一番大きなのがプール管理委託料、この辺がかなり、当初見込みとどういう形で違っておるのか、それと保守点検委託料とか、この辺の関係について説明をお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） プール管理事業の第13節委託料1,959万8,000円についての説明をさせていただきます。

委託料のうち、当初予算に計上しましたけれども、保証期間中でもあったり、そういうことで行われなかったもの、それと入札等によりまして差金を生じたもの、それと内容を精査して見直したもの等であります。中身としましては、委託業務件数が全体では17業務入っております。この中で細分化された部分があるわけでございます。保証期間中のもの1件、ろ過器の保守点検、これが339万2,000円、これは保証期間中ということでそっくり減であります。それと、入札の差金が3件ございます。監視業務、当初4,114万8,000円でしたけれども、これが854万4,000円の減でございます。それと、清掃業務505万円の当初予算に対して95万5,000円の減額でございます。駐車場整理の関係が、当初300万円の計上で23万8,000円の入札差金が出ております。

それと、内容の精査によりますものが3件ございました。設備機器の保守点検業務でございますけれども、これが281万4,000円の当初予算に対して、減額が139万4,000円でございます。浄化槽の保守点検業務が当初予算で406万4,000円、それに対しまして236万6,000円の減額です。あとプール設備の保守点検の関係ですけれども、これが237万1,000円の当初予算に対して204万7,000円の減額でございます。その他、見積もりによる差金が66万2,000円、合わせて当初予算6,466万5,000円に対しまして1,959万8,000円の減額となっております。以上の内容でございます。

議長（塩原吉三君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） プールも1年ずっと運営してくる中で、特に冬場の関係、冷暖房の保守点検関係というのは、何か寒いとか、いろいろ言われているわけでございますけれども、そういった中で、この需用費の光熱水費に至っては700万円もマイナスがこういうふうに出ているわけです。この辺、その現場の関係等、この帳簿上のこういったものというのは、実際、現場の方では何か寒いとか冷たいとか、再熱室が温度が上がらないとか、いろいろなそういう状況があるようですけれども、現実はどういうことでしょうか。光熱水費を相当節約した中で運営がされているというふうに解釈できるのでしょうか、その辺を2回目としてお尋ねいたします。

議長（塩原吉三君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

光熱水費の減額700万円程度ですけれども、これにつきましてはアンケートの中で寒いという回答、また、直接の意見という中でも幾つかあるわけでございます。前回でしたか、三好議員の質問に対して一部答えたことがありますけれども、そういったことでなくて、寒いという意見が30人中5人という数字、実際にはそういう数字があるわけですけれども、これを温度を上げればそれなりの光熱水費もかかってくるわけでございます。適当な温度がこれだというのは、基準として1つありますけれども、ちょっと今、資料を見つければ出てきますけれども、ほぼその基準に合った温度の設定をしております。

今、寒いという話で一部改修をするということで、現在は2月の当初の休暇期間中に改修をいたしました。それは電源が不足するので、寒い所の温度を上げるために電源が必要だということで、その電源工事をいたしました。そこへ赤外線ヒーター、これを4基設置する、そういうことで工事をさせていただきました。今後多少の光熱水費が上がるという可能性はかなりあるというふうに考えております。節約すれば確かに減額分は大きくなります。そういったところで、何人かが寒いという話も出てくるわけです。寒い人と、ちょうどいいという人と、いろいろな人がいるわけです。どれが適切かということで、今後もアンケートをとりながらそういうものの設定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第29号平成14年度藤岡市一般会計補正予算(第4号)本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

第32 議案第30号 平成14年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)

議案第31号 平成14年度藤岡市老人保健特別会計補正予算(第3号)

議長(塩原吉三君) 日程第32、議案第30号平成14年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号) 議案第31号平成14年度藤岡市老人保健特別会計補正予算(第3号) 以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 塚越正夫君登壇)

市民環境部長(塚越正夫君) 議案第30号平成14年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条に示しましたとおり歳入歳出それぞれ1,832万7,000円を追加し、総額44億7,620万9,000円とするものであります。当初予算と比較しますと、今回の補正を含め4.9%の伸びとなっております。

次に、事項別明細について、歳出からご説明申し上げます。

第1款の総務費では、第1項総務管理費で56万7,000円を追加、第2款保険給付費では、第1項療養諸費で2,573万9,000円を減額、第2項高額療養費で4,416万4,000円を追加、第5項葬祭諸費で90万円を追加、第3款老人保健拠出金では、第1項老人保健拠出金で156万5,000円を減額するものであります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入についてご説明を申し上げます。

第1款の国民健康保険税では、第1項国民健康保険税で1億1,944万1,000円を追加、第2款の国庫支出金では、第1項国庫負担金で6,332万8,000円を減額、第3款の療養給付費交付金では、第1項療養給付費交付金で7,613万9,000円を減額、第5款の共同事業交付金では、第1項共同事業交付金で1,548万7,000円を追加、第7款の繰入金では、第1項他会計繰入金で77万8,000円を減額、第2項基金繰入金で1,692万3,000円を追加、第9款の諸収入では、第1項延滞金、加算金及び過料で457万9,000円を追加、第3項雑入で214万2,000円を追加するものであります。

続きまして、議案第31号平成14年度藤岡市老人保健特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条に示したとおり歳入歳出それぞれ6,818万7,000円を減額し、総額48億8,724万3,000円とするものであります。当初予算と比較しますと、今回の補正を含め2.3%の伸びとなっております。

次に、事項別明細について、歳出からご説明申し上げます。

第1款総務費では、第1項総務管理費で21万円を追加、第2款医療諸費では、第1項医療諸費で6,839万7,000円を減額するものであります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入についてご説明を申し上げます。

第1款の支払基金交付金では、第1項支払基金交付金で1億8,801万1,000円を減額、第2款国庫支出金では、第1項国庫負担金で1,880万2,000円を追加、第3款県支出金では、第1項県負担金で470万1,000円を追加、第4款繰入金では、第1項他会計繰入金で9,861万4,000円を追加、第6款諸収入では、第3項雑入で229万3,000円を減額するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第30号平成14年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第30号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第30号平成14年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別

会計補正予算（第3号）本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号平成14年度藤岡市老人保健特別会計補正予算（第3号）これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第31号平成14年度藤岡市老人保健特別会計補正予算（第3号）本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

第33 議案第32号 平成14年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算
（第4号）

議案第33号 平成14年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計補
正予算（第1号）

議長（塩原吉三君） 日程第33、議案第32号平成14年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）、議案第33号平成14年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 宇留間修次君登壇)

健康福祉部長(宇留間修次君) 議案第32号平成14年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で示しましたとおり歳入歳出をそれぞれ6,717万円減額し、24億5,922万8,000円とするものであります。当初予算と比較しますと、今回の補正により4.7%の伸びとなっております。

次に、事項別明細について、歳出からご説明申し上げます。

第1款の総務費では、第1項総務管理費において265万6,000円、第3項介護認定審査会費では、第1目の介護認定審査会費が254万8,000円の減額、第2目認定調査等費46万4,000円の追加であります。

次に、第2款の保険給付費では、第1項介護サービス費のうち居宅介護サービス給付費が6,124万2,000円の減額となります。また、第2項支援サービス費では、居宅支援サービス給付費が650万円の減額となります。

第6款諸支出金につきましては、前年度一般会計精算分として第1項の償還金及び還付加算金を33万7,000円減額、第2項繰入金を同額の33万7,000円増額し、科目変更するものであります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入について申し上げます。

第2款分担金及び負担金、第1項負担金の認定審査会負担金が156万6,000円の減額となります。

第3款の国庫支出金では、第1項国庫負担金の介護給付費負担金が3,270万6,000円の減額となります。第2項国庫補助金では、事務費交付金が204万9,000円減額され、介護保険事業費補助金155万7,000円が交付されます。

次に、第4款の支払基金交付金では、介護給付費交付金が4,199万1,000円の減額となります。

第5款の県支出金では、第1項県負担金1,096万8,000円が減額となります。

また、第7款の繰入金では、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金として936万6,000円の追加、第2目その他一般会計繰入金では263万円が追加されます。第2項基金繰入金では、介護給付費準備基金繰入金を855万7,000円追加するものでございます。

続きまして、議案第33号平成14年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で示しましたとおり歳入歳出それぞれ201万2,000円を増

額し、総額2,832万1,000円とするものであります。当初予算と比較いたしますと、今回の補正を含め7.6%の増となっております。

次に、事項別明細について、歳出よりご説明申し上げます。

第1款の公債費では、第1目で元金償還金220万5,000円を増額するものであります。これは繰り上げ償還に伴う元金の増額するものであります。第2目で利子償還金19万3,000円を減額するものであります。これは繰り上げ償還金及び一時借入金に伴う利子を減額するものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

第2款の繰入金で216万7,000円減額し、第3款の繰越金につきましては186万5,000円を増額したものであります。

次に、第4款の諸収入につきましては231万4,000円を増額するものであります。これは貸付金の元利収入などであります。

以上が説明の要旨であります。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第32号平成14年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第32号平成14年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号平成14年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第33号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第33号平成14年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号) 本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

第34 議案第34号 平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算
(第3号)

議長(塩原吉三君) 日程第34、議案第34号平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

(教育部長 斎藤稔一君登壇)

教育部長(斎藤稔一君) 議案第34号平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で定めてありますように歳入歳出それぞれ636万2,000円を減額し、総額5億1,481万6,000円とするものであります。当初予算に比較いたしますと、今回の補正を含め7.2%の減となっております。

次に、事項別明細について、歳出からご説明申し上げます。

第1款の総務費では、第1目学校給食総務費の報酬等で150万4,000円、第2目小学校運営費の需用費等で41万8,000円のそれぞれ減額、第3目中学校運営費の需用費等で2万4,000円の追加であります。

第2款の事業費では、第1目小学校事業費の賄材料費で86万9,000円、第2目中学校事業費の賄材料費で359万5,000円のそれぞれ減額であります。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。

第1款の事業収入では、給食費収入で558万7,000円、第2款の繰入金では、一般会計繰入金で286万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

第3款の繰越金では、前年度繰越金で210万5,000円の追加、第4款諸収入では、市預金利子で1万8,000円の減額であります。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第34号平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計

補正予算（第3号）本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

第35 議案第35号 平成14年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（塩原吉三君） 日程第35、議案第35号平成14年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

（上下水道部長 堀口 寿君登壇）

上下水道部長（堀口 寿君） 議案第35号平成14年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条で示したとおり歳入歳出それぞれ8,660万5,000円を減額し、総額を13億2,921万円とするものであります。当初予算に比較しますと、今回の補正を含め5.6%の減とするものであります。

次に、第2条地方債の補正であります。公共下水道事業外1件の事業費の変更に伴うものでございます。

次に、事項別明細について、歳出からご説明申し上げます。

第1款の公共下水道費では、第1目の公共下水道維持管理費の県央処理場維持管理負担金等で458万円の増額、第2目の公共下水道建設費の工事請負費、補償補填及び賠償金等で9,083万円の減額。

続きまして、今回の補正財源となります歳入の説明を申し上げます。

第1款の分担金及び負担金では1,385万9,000円を追加、第3款国庫支出金では3,360万円の減額、第8款市債では、公共下水道事業債等で6,760万円の減額をするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第35号平成14年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第3号）本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

第36 議案第36号 平成14年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

議長（塩原吉三君） 日程第36、議案第36号平成14年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） 議案第36号平成14年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

この補正予算は、浄化槽の設置基数を当初の24基から20基に変更したことに伴う補正予算であります。今回の補正は、第1条で示したとおり歳入歳出それぞれ715万9,000円を減額し、総額2,925万9,000円とするものであります。当初予算と比較しますと、19.6%の減となっております。

次に、第2条の地方債につきましては、第2表のとおり、変更として特定地域生活排水処理事業の1件であります。

次に、事項別明細について、歳出からご説明申し上げます。

第1款の総務費では、臨時職員の賃金等で3万5,000円を増額。

第2款の施設費では、第1項施設管理費の修繕料等で42万1,000円、第2項施設

整備費の浄化槽設置工事等で652万9,000円をそれぞれ減額。

第3款の公債費では、一時借入金利子で24万4,000円を減額するものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

第1款の使用料及び手数料では、第1項使用料の浄化槽使用料で21万円、第2項手数料の浄化槽管理手数料で11万1,000円をそれぞれ減額。

第2款の国庫支出金では、浄化槽の設置による国庫補助金として218万7,000円を減額。

第3款の財産収入では1,000円を減額。

第4款の繰入金では、一般会計繰入金で124万9,000円を減額。

第5款の繰越金では、繰越金で29万9,000円の増額。

第7款の市債では370万円を減額するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第36号平成14年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

た。

第37 議案第37号 平成14年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算
(第2号)

議長(塩原吉三君) 日程第37、議案第37号平成14年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

(上下水道部長 堀口 寿君登壇)

上下水道部長(堀口 寿君) 議案第37号平成14年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で示したとおり歳入歳出それぞれ171万7,000円を追加し、総額1,841万4,000円とするものであります。

次に、事項別明細について、歳出よりご説明申し上げます。

第1款総務費、第1項総務管理費で水源設備改修工事等で171万7,000円を増額するものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

第3款繰入金では、第1項他会計繰入金で171万7,000円を増額するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重ご審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第37号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第37号平成14年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算(第2号) 本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

第38 議案第38号 平成14年度藤岡市水道事業会計補正予算(第1号)

議長(塩原吉三君) 日程第38、議案第38号平成14年度藤岡市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

(上下水道部長 堀口 寿君登壇)

上下水道部長(堀口 寿君) 議案第38号平成14年度藤岡市水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出について、ご説明いたします。

収入の水道事業収益は3,581万4,000円の減額で、この内訳は、営業収益で3,635万1,000円の減額、営業外収益で53万7,000円の増額であります。次に、支出の水道事業費用は3,245万8,000円の減額で、この内訳は、営業費用で3,516万6,000円の減額、営業外費用で220万8,000円及び特別損失の50万円の増額であります。

次に、第3条の資本的収入及び支出について、ご説明いたします。

収入の資本的収入は2,747万4,000円の減額で、この内訳は、企業債2,640万円、出資金661万5,000円、負担金27万9,000円の減額、補助金582万円の増額であります。次に、支出の資本的支出は、建設改良費3,132万6,000円の減額であります。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額5億6,300万4,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収入支出調整額、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填する予定であります。

以上、簡単ではありますが、提案説明といたします。慎重ご審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしました
と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号については、会議規則
第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第38号については委員会付託を省
略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第38号平成14年度藤岡市水道事業会計補正予算(第
1号) 本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されまし
た。

暫時休憩いたします。

午後9時8分休憩